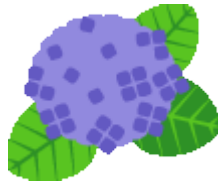


架け橋



発行 上都賀教育事務所ふれあい学習課
鹿沼市今宮町 1664-1
TEL:0289(62)7167 FAX(62)0148
Email:kamitsuga-kyouiku@pref.tochigi.lg.jp

第2号(令和2年6月)

学校が再開されて1か月。各校では日々の新型コロナウイルス感染拡大防止対策、授業や各活動の実施、学校行事の調整等に尽力いただいているところだと思います。社会教育・生涯学習においても「新しい生活様式」を踏まえ、従来とは異なる実践の在り方を模索しています。少しずつではありますが、再開に向けた光が見え始めてきたところです。現在までには、やむを得ず中止となった研修会等も多く、皆様の研修の機会や情報交換も困難な状況です。できる限りですが、本紙を通して有益な情報をお伝えしていきますので、今後どうぞよろしくお願いたします。

先号でも掲載しましたが、文部科学省では、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しています。このことは、車の両輪に例えられる「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を併せて実現していくことが求められているということであり、「社会に開かれた教育課程」は、その両輪をつなぐ軸（シャフト）と考えることもできるでしょう。

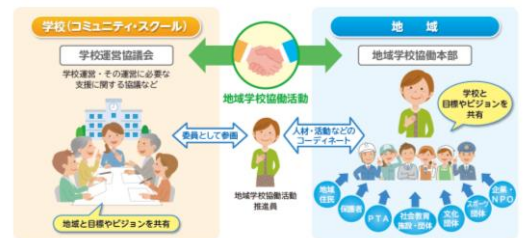
令和2年3月に「これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」の冊子が文部科学省より発行されました。その中においても一体的な実施の推進を中心に説明されています。また、第三期教育振興基本計画では、2022年度までに「すべての公立学校において学校運営協議会制度が導入されること」「すべての小中学校区において地域学校協働活動が推進されること」を目指しています。

冊子は下記 URL からご覧いただけます。

https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/korekaranogakkoutotiiki_pamphlet2020.pdf



コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一つの取組として



学校と地域の連携・協働の取組が従来通りに実施することが難しい中、文科省から「新型コロナウイルス感染症対応下における取組事例」が示されています。オンラインでの学校運営協議会や研修会の実践、コミュニケーションの方法を工夫した放課後子ども教室の実践等、学校や地域でのお取り組みに参考となる事例も掲載されています。

下記 URL からご覧いただけます。

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/jirei/koronajirei-issiki.pdf>

新型コロナウイルス感染症対応下における 地域と学校の連携・協働の取組事例

令和2年6月

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

お知らせ

○新任地域連携教員の皆さんへ

今年度は総合教育センターでの研修や上都賀地区の地域連携教員の研修が中止となり、地域連携教員としての活動等でお困りや不安を抱えている先生方もいらっしゃると思います。

そんな時にはまず、「地域連携手引き書」（平成29年3月 栃木県教育委員会）をご覧ください。地域連携教員としての職務や地域と連携した活動の進め方などを事例も含めて理論編と実践編で紹介しています。ふれあい学習課でもご相談を承りますので、どうぞお気軽にご連絡ください。

○令和2年度社会教育主事講習について

今年度、茨城大学で開催予定でした社会教育主事講習は大学の運営委員会の審議により、中止となりました。

○とちぎ子どもの未来創造大学について

例年、本地区区の子ども達も多数参加しています「とちぎ子どもの未来創造大学」はスタートアップ講座（7月）、受講者交流学习（2月）とも中止となりました。その他の講座については、可能な内容は実施する予定です。詳細はHPでご確認ください。

御活用ください！！ 人権ワークショップ2019

右の資料は、もうご覧いただけましたか？今年度も人権に関する社会教育指導資料を作成し、地区内には既に配布済みです。一部を紹介すると、「インターネットによる人権侵害」のプログラムがあります。こちらは、人権侵害の被害者や加害者にならないために気を付けることについて考える内容となっており、活動のねらいや進め方も詳しく掲載しております。さらに、収録されている内容をデジタルデータ(CD)にして同時に配布いたしました。ぜひご活用ください。また、過去の指導資料は県のHPからダウンロードすることもできます。

栃木 人権資料

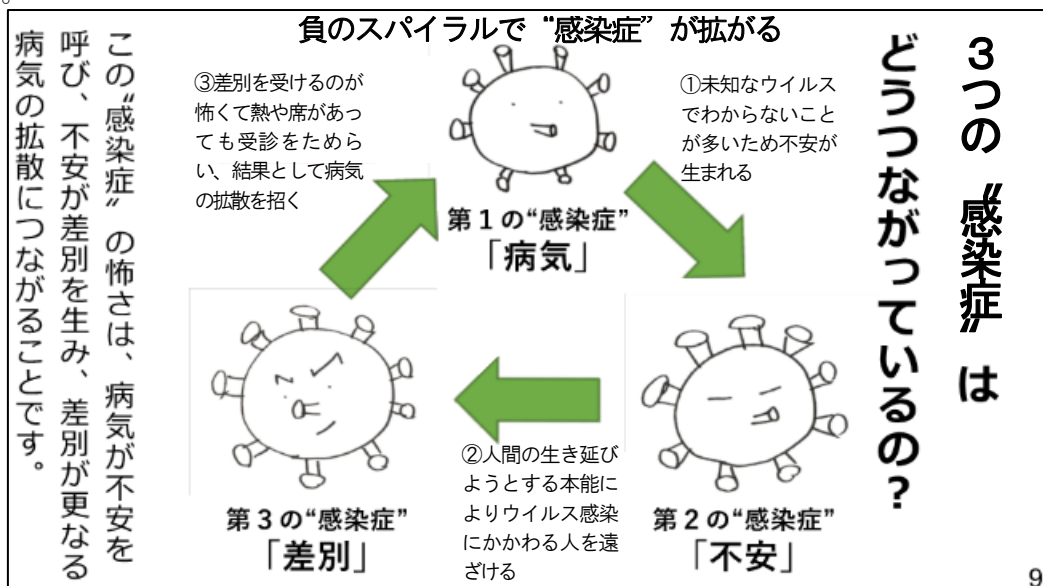
検索



本当に怖いのは・・・??(コロナ禍における人権)

本県の緊急事態宣言が解除となり、「新しい生活様式」によるライフスタイルも少しずつ定着してきました。しかしこの感染症は、人々の体に影響を与えるだけではなく、実は心にも大きな影を落としています。感染した方やそのご家族・関係者、感染者の診療に携わった医療機関・医療関係者及びそのご家族に対して不当な差別や偏見が生じていることは悲しいことです。このようないじめ、SNS上での誹謗・中傷等が行われないう、正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。

以下をご覧ください！！本当に怖いのは、ウイルスではなく、それから生じる“不安”や“差別”なのです。



皆さんも、ウイルスに関する悪い情報ばかりに目が向いていたり、なにかとウイルスに結び付けて考えたりしていませんか？

「あの人が咳してる・・・コロナなんじゃない」「あの地域はコロナが流行っているからあそこものを買うのはやめよう・・・」

「熱があるけど怖いから黙ってしよう・・・」

このように思い、行動することから“感染症”は広がっていきます。

これらの「感染症」をふせぐために、私たちはどのような工夫ができるのでしょうか。

10

【参考資料】「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」

発行年月 2020年3月26日初版

発行 日本赤十字社新型コロナウイルス感染症対策本部